

厚生常任委員会
資料

令和2年9月16日（水）

福祉保健部

目 次

【 予算議案 】

- I 議案第 1 号 令和 2 年度宮崎県一般会計補正予算案について（第 9 号） …… 1
- II 専決処分の承認を求めることについて（報告第 1 号、2 号関係） …… 7

【 特別議案 】

- I 議案第 6 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 議案書
- II 議案第 11 号 宮崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例 …… 8

【 報告事項 】

- I 県が出資している法人等の経営状況について 報告書
 - 1 地方自治法に基づく報告
 - (1) 公立大学法人宮崎県立看護大学
 - (2) 公益財団法人宮崎県移植推進財団
 - 2 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例に基づく報告 報告書
 - (1) 公立大学法人宮崎県立看護大学
 - (2) 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団
 - (3) 公益財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター
 - (4) 公益財団法人宮崎県移植推進財団
 - (5) 公益財団法人宮崎県健康づくり協会
- II 公立大学法人宮崎県立看護大学の令和元年度の業務実績に関する評価結果について …… 9

【 その他報告事項 】

- I 新型コロナウイルス感染症に対する本県の対応状況等について …… 11
- II 食品衛生法改正に伴う食品衛生関連条例の改正等について …… 26

【予算議案】

I 議案第1号

令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和2年度		
		現計予算額	9月補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	20,711,308	1,778,783	22,490,091
	指導監査・援護課	175,607	0	175,607
	医療業務課	12,295,930	725,050	13,020,980
	国民健康保険課	29,543,168	0	29,543,168
	長寿介護課	22,444,444	0	22,444,444
	障がい福祉課	17,560,706	9,057	17,569,763
	衛生管理課	1,641,547	0	1,641,547
	健康増進課	9,075,531	100,036	9,175,567
	こども政策課	18,888,272	339,850	19,228,122
	こども家庭課	6,107,463	35,338	6,142,801
	小計	138,443,976	2,988,114	141,432,090
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,625,117	0	117,625,117
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	315,647	0	315,647
	小計	117,940,764	0	117,940,764
福祉保健部 合計		256,384,740	2,988,114	259,372,854

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

		I. 感染拡大防止策と医療体制の整備	II. 雇用維持・人材育成と事業継続のための支援(セーフティネット)	III. みやぎの成長へつなげる取組
令和元年度	3月補正		生活福祉資金拡充 等 3月補正 3億3,769万8千円	
令和2年度	4月補正	帰国者・接触者相談センター運営 PCR検査体制強化 病床・宿泊施設確保 医療従事者支援 マスク供給 等 4月補正	生活福祉資金拡充 介護サービス継続支援 介護ロボット導入 等 38億5,662万1千円	
	5月専決	「新しい生活様式」普及・定着 等 5月専決 2,312万6千円		
	6月補正	新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金 院内感染防止対策 PCR検査体制強化 等 6月補正追加	生活困窮者自立相談支援体制強化 ひとり親世帯臨時特別給付金 123億316万9千円	
	7月補正	介護・障害福祉サービス事業所等感染症対策支援 こども療育センター整備 病床確保のための支援 医療従事者へ支払う特別手当支援 等	生活福祉資金拡充 妊産婦寄り添い支援 等 7月補正 85億1,065万3千円	看護学生等の教育体制支援 宮崎県立看護大学感染症対策強化支援 等
	7・8月専決	休業要請等に伴う協力金等の支援 7・8月専決 10億9,302万9千円		
	9月補正	感染拡大防止策と医療体制の更なる強化 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ①衛生環境研究所等感染症対策整備事業 (410,633千円) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 新型コロナウイルス感染症対策体制確保事業 <救急医療機関等感染防止対策事業の増額補正> (725,050千円) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> ②青少年自然の家感染症対策事業 (35,338千円) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 新型コロナウイルス緊急対策事業 <PCR検査民間委託等> (90,036千円) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金交付事業 <支給対象者等の増> (1,364,650千円) </div> 9月補正 26億2,570万7千円		

㊦ 衛生環境研究所等感染症対策整備事業

福祉保健課

1 目的・背景

衛生環境研究所における新型コロナウイルス感染症のPCR検査関連機器等の一部は、既に耐用年数を経過しており、今後の感染継続・拡大を見据え、これらの検査機器について更新を行い、安定した検査体制の維持を図る。

また、保健所や福祉こどもセンターは、健康診断や生活相談等、様々な理由により県民が来所する機会が多いことから、感染防止対策として、換気対策や空調機等の改修工事を行い、安心して来所できる環境の整備を図る。

2 事業概要

(1) 衛生環境研究所検査体制維持事業（24,087千円）

PCR検査関連機器等のうち耐用年数を経過した検査機器の更新を行う。

・リアルタイムPCR、安全キャビネット等 12点

(2) 保健所等感染症対策事業（386,546千円）

保健所及び福祉こどもセンター等12施設における網戸やパーティションの設置及び3施設における換気機能を備えた空調機への改修工事等を行う。

3 事業費

410,633千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
9,962	0	400,671

※ 一般財源：臨時交付金

4 事業効果

PCR検査関連機器等を更新することにより、故障等のトラブルの可能性を減らすこととなり、スムーズな検査体制の維持が図られる。また、保健所や福祉こどもセンターにおいて感染防止対策を行うことで、県民が安心して来所できる環境の整備が図られる。

㊦ 多機関連携による精神障がい者支援事業

障がい福祉課

1 目的・背景

入院中の精神障がい者が住宅等での生活に移行し、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、モデル地域を選定し、多機関の連携による支援体制を整備する。

2 事業概要

(1) 医療支援及び地域生活支援の提供

病院及びグループホームに、支援計画の作成や住宅確保の調整を行うコーディネーターと、サービス利用や日常生活に関することなど自身の経験を伝えるピアサポーターを配置し、それぞれが連携しながら各種相談対応等に取り組む。

(2) 評価検討委員会の設置

医療・福祉関係者や保健所職員等により構成される事業評価検討委員会を設置し、事業内容の評価や効果的な事業の進め方等について協議する。

3 事業費

9,057千円

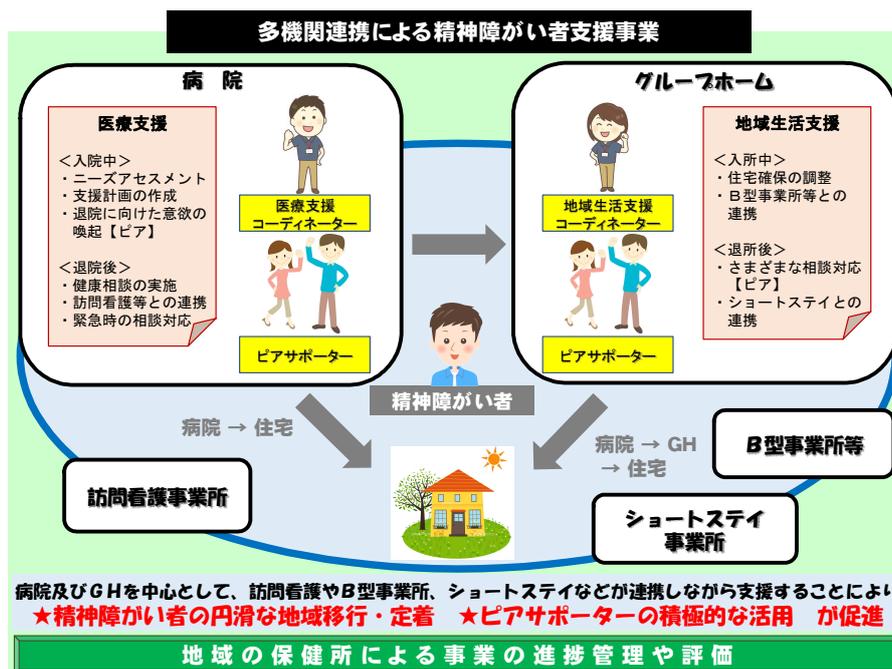
(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
9,057	0	0

4 事業効果

コーディネーターやピアサポーターなど多職種・多機関の職員がしっかりと連携しながら、精神科病院の入院患者に対して医療支援及び地域生活支援を提供することにより、精神障がい者の円滑な地域移行・定着が促進されるとともに、各精神科病院におけるピアサポーターの積極的な活用につながる。



⑧災害時歯科保健医療提供体制整備事業

健康増進課

1 目的・背景

災害時避難生活の長期化に伴う口腔内環境の悪化は、被災者の栄養状態の悪化や全身の健康に影響を及ぼす可能性があり、被災者に対する口腔管理の重要性が認識されている。

そこで災害時における歯科医療又は口腔ケア等の歯科保健活動に必要な機器等の整備に対し、必要な支援を行う。

2 事業概要

(1) 災害時歯科保健医療提供体制整備事業

避難所等を巡回して、歯科医療を提供するため、ポータブルレントゲン、発電機等の機器を整備する歯科医師会に対し、その費用を補助する。

補助対象：県内歯科医師会（2か所）

3 事業費

10,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
10,000	0	0

4 事業効果

災害時における歯科保健医療提供体制を整備することにより、被災者の口腔内環境の改善や全身の健康を維持することができる。

㊦ 青少年自然の家感染症対策事業

こども家庭課

1 目的・背景

青島・むかばき・御池の3つの青少年自然の家における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図るため、衛生環境向上を目的とする設備の改修等を行う。

2 事業概要

(1) 設備改修費

利用する障がい者と介助者との密状態を避けるための階段昇降機の設置（青島）や、和式トイレの洋式化などの衛生環境向上のための設備の改修（青島・むかばき・御池）を行う。

(2) 感染防止対策に関する消耗品費

消毒液やマスクなどの購入。

3 事業費

35,338千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
0	0	35,338

※ 一般財源：臨時交付金

4 事業効果

「新しい生活様式」を踏まえた対策を実施することにより、児童・生徒をはじめとする施設利用者の安心・安全や利便性の向上を図り、施設の利用を通じた青少年の健全育成が推進される。

II 専決処分の承認を求めることについて

(報告第1号関係)

令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

令和2年7月29日 専決

① 感染症対策休業要請等協力金事業費の補正(福祉保健課)

(ア)	補正前の額	0千円
	補正額	32,575千円
	補正後の額	32,575千円

(イ) 補正の理由 西都市・児湯郡圏域における飲食店等への休業要請又は時間短縮営業要請に伴い、市町村と連携して休業要請等協力金を支給するため

(ウ) 財 源 一般財源
※ 一般財源：臨時交付金

(報告第2号関係)

令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)

令和2年8月4日 専決

① 感染症対策休業要請等協力金事業費の補正(福祉保健課)

(ア)	補正前の額	32,575千円
	補正額	1,060,454千円
	補正後の額	1,093,029千円

(イ) 補正の理由 県下全域における飲食店等への休業要請又は時間短縮営業要請に伴い、市町村と連携して休業要請等協力金及び感染防止対策支援金を支給するため

(ウ) 財 源 一般財源
※ 一般財源：臨時交付金

【特別議案】

議案第11号

Ⅱ 宮崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例について

こども政策課

1 改正の理由

安心してこどもを生き育てられる社会づくりを推進するため、国からの交付金等を原資として造成している「宮崎県安心こども基金」について、国において基金事業の実施期限が延長されたことから、基金の設置期間を延長するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

条例中、基金の設置期間の終期を「平成34年3月31日まで」から、「令和7年3月31日まで」に改める。

3 施行期日

公布の日

【報告事項】

II 公立大学法人宮崎県立看護大学の令和元年度の業務実績に関する評価結果について

医療薬務課

1 趣旨等

公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法第78条の2第1項の規定により、各事業年度の業務実績について、宮崎県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の評価を受けることとされており、同条第6項の規定により、評価委員会による評価結果の報告を行うもの。

2 評価方法

法人が作成した、令和元年度における業務の実績及び自己評価を内容とする業務実績報告書を評価委員会で検証するとともに、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置」など、5つの項目についての「項目別評価」及び「全体評価」を行った。

（参考）評価委員会の開催状況

第1回評価委員会（7月6日（月）13：30～15：30）

- ・ 法人から業務実績報告書の説明
- ・ 委員による質疑

第2回評価委員会（書面審議）

- ・ 項目別評価及び全体評価
- ・ 業務実績評価書（案）についての審議

3 業務実績評価書の概要

(1) 評価の基本方針

- ① 大学の教育研究の特性及び大学の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の業務運営の充実・改善に資するものとする。
- ② 評価に関する一連の過程を通じて、法人の教育及び研究並びに組織及び運営の状況を分かりやすく示し、社会への説明責任を果たしていくものとする。
- ③ 本県における看護教育・研究・研修の中核機関として、法人が実施する地域社会と連携した取組等について、積極的に評価を行うものとする。
- ④ 次期中期目標及び中期計画の検討や法人の組織及び業務運営の見直し検討に資するものとする。

(2) 評価の結果

① 全体評価

全体を総合的に見ると、一部改善の余地はあるものの多くの項目で年度計画を達成できていることから、令和元年度の業務実績は順調に進捗していると認められる。引き続き、中期目標・中期計画の達成に向け、着実な業務の推進とその成果に期待する。

② 項目別評価

次の項目ごとに、ⅣからⅠの4段階で評価を行った。

評価区分	評価内容
Ⅳ	年度計画を順調に実施している
Ⅲ	年度計画を概ね順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分に実施していない
Ⅰ	業務の大幅な改善が必要である

項目	評価結果
第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	Ⅲ

(判断理由等)

カリキュラムの継続的な評価・見直しの実施や入学当初から一貫したキャリア支援をできるように取り組んでいることは評価できるが、学部卒業生の県内就職率において課題が残っていることなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	Ⅲ
---------------------------------	---

(判断理由等)

業務運営全般について特に問題はないものの、学生の事務局対応満足度において課題が残っていることなどを総合的に判断し、評価については「Ⅲ」に相当すると認められる。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
----------------------------	---

(判断理由等)

科学研究費助成事業の新規採択件数の増加により、多額の外部資金を獲得していることや、施設・設備等の保守管理業務の見直し等により経費の大幅減になっていることなどから、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置	Ⅳ
-----------------------------------	---

(判断理由等)

評価委員会の指摘事項について、年度ごとの対応を整理し計画的な業務改善に取り組んでおり、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	Ⅳ
------------------------------	---

(判断理由等)

大規模災害に対応したマニュアルや災害時の学生安否確認のための仕組みを整備しており、評価については「Ⅳ」に相当すると認められる。

【その他報告事項】

I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

1 国及び本県の主な対応状況

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
1月 30	国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月 3			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
5			・帰国者・接触者相談センターと同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月 3			・本部会議（第2回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
4		1例目	・本部会議（第3回）の開催 （1例目の発生に伴う対応方針等を決定）
10	国が緊急対応策（第2弾）を公表		
13	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		・本部会議（第4回）の開催 （国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出 （手洗い、咳エチケット、3密を避けるよう要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）
16			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出
17		2例目 3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		
23			・本部会議（第5回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加
24	文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		・本部会議（第6回）の開催 ・1日のPCR検査可能数が96件に増加 （県72件+宮崎市24件） ・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出
27			・補正予算専決処分（生活福祉資金貸付金等）
28	国が基本的対処方針を公表		

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
4月1	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起（県庁HP掲載）
2			・知事メッセージ発出 （4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請）
3		4例目 ～ 7例目	
4		8例目	
5		9例目 10例目	
6		11例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置 ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を発出
7	・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令 ・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定	12例目	・知事メッセージ発出 （緊急事態宣言対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請）
8		13例目 ～ 16例目	・本部会議（第7回）の開催 （宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保） ・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 （対象地域への往来自粛等） ・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置
11	・国が基本的対処方針を変更（宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）	17例目	・知事メッセージ発出 （繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		
17			・本部会議（第8回）の開催 ・知事メッセージ発出 （緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等） ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出
24			・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請 ・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催
27			・本部会議（第9回）の開催
30			・4月臨時議会にて補正予算議決 （PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、医療資機材の整備等）
5月4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5/31まで延長を決定		・本部会議（第10回）の開催 （休業要請を5/10まで延長することを決定）
11			・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部分会議・感染対策等
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		<ul style="list-style-type: none"> ・本部分会議（第11回）の開催（緊急事態宣言解除を受けた対応について決定） ・知事メッセージ発出（緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等） ・宮崎市保健所の1日のPCR検査可能件数が48件（従来は24件）となり、全体で120件に増加
15			<ul style="list-style-type: none"> ・補正予算専決処分（「新しい生活様式」普及・定着事業等）
21	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から関西地方2府1県を解除		
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道府県を解除し、全都道府県での宣言解除を決定		
26			<ul style="list-style-type: none"> ・本部分会議（第12回）の開催（全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が120件（従来は72件）となり、全体で168件に増加
27			<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ発出（緊急事態宣言の全面解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）
6月1			<ul style="list-style-type: none"> ・都城健康サービスセンターで保健診療により14件のPCR検査が可能になり、全体で182件に増加
3			<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ発出（経済対応方針、6月補正予算案）
5			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第3回）の開催
17			<ul style="list-style-type: none"> ・知事メッセージ発出（イベント開催・外出自粛緩和について）
24			<ul style="list-style-type: none"> ・6月議会にて補正予算議決
7月3	国が新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置		<ul style="list-style-type: none"> ・本部分会議（第13回）の開催（警報レベルの新設について）
5		18例目	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県、東京都等を感染流行地域として表示
10			<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第4回）の開催
12		19例目 20例目	
14			<ul style="list-style-type: none"> ・本部分会議（第14回）の開催（今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について）
16			<ul style="list-style-type: none"> ・関西2府4県を感染注意地域として表示
22 ～ 24		21例目 ～ 36例目	
25		37例目 ～ 62例目	<ul style="list-style-type: none"> ・本部分会議(第15回)の開催（警報レベルを2に引き上げ） ・愛知県、岐阜県、三重県を感染流行地域に指定 ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（7月25日時点）」通知を発出（西都・児湯圏域の県立学校における対応を通知）

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
26		63例目 ～ 67例目	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策協議会（第5回）の開催 本部会議(第16回)の開催 警戒レベルを3に引き上げ（感染拡大緊急警報の発令、県の対策パッケージ決定）
27		68例目 ～ 85例目	<ul style="list-style-type: none"> 西都市・児湯郡圏域の接待を伴う飲食店 に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請（7/28～8/16）
28		86例目 ～ 104例目	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大緊急警報発令中のチラシを空港等で到着者全員に配布開始
29		105例目 ～ 121例目	
30		122例目 ～ 141例目	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議（第17回）の開催 （県内全域の休業要請等、「新型コロナウイルス対策特命チーム」の設置） 接待を伴う飲食店 に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請（8/1～8/16） 県境をまたぐ不要不急の往来自粛を要請（～8/31）
31		142例目 ～ 157例目	
8月 1		158例目 ～ 176例目	<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出 （知事部局職員の新型コロナ感染について）
2		177例目 ～ 195例目	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（8月2日時点）」通知を発出（延岡市・西臼杵郡圏域の県立学校における対応を通知）
3		196例目 ～ 207例目	<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出 （感染状況・休業要請等今後の対応について） 県庁HPに掲載した人権への配慮を呼びかける記事に、差別防止を呼びかける啓発チラシを追加掲載し、関係者に活用を依頼
4 ～ 9		208例目 ～ 261例目	
10		262例目 263例目	<ul style="list-style-type: none"> 知事メッセージ発出 （夏休み・お盆の帰省について）
11 ～ 16		264例目 ～ 294例目	
17		295例目 ～ 299例目	<ul style="list-style-type: none"> 8/1～8/16までの休業要請等の解除 県・市町村と飲食業関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣言署名式を開催
18 ～ 20		300例目 ～ 330例目	
21		331例目 ～ 338例目	<ul style="list-style-type: none"> 石川県を感染流行地域に指定

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
22 ～ 30		339例目 ～ 358例目	
31		359例目	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策本部会議（第18回）及び感染症緊急経済対策本部会議（第4回）合同会議（感染拡大緊急警報の解除、警報レベルを2に引き下げ、県境をまたぐ不要不急の往来自粛の解除、これまでの経済対策の進捗状況及び今後の取組） ・群馬県、埼玉県、千葉県、富山県、福井県、滋賀県、奈良県、兵庫県、徳島県、山口県、佐賀県を感染注意地域に指定
9月 1			・県内一斉ガイドライン点検の日
4		360例目	
11		361例目	
12		362例目 ～ 363例目	
13		364例目	・知事メッセージ発出（警報レベルを1に引き下げ）

本県における相談・検査状況

(単位：件)

相談件数	相談内容		検査件数	検査結果	
	一般相談	帰国者・接触者相談センター		陽性件数	陰性件数
40,180	11,089	29,091	8,331	344	7,987

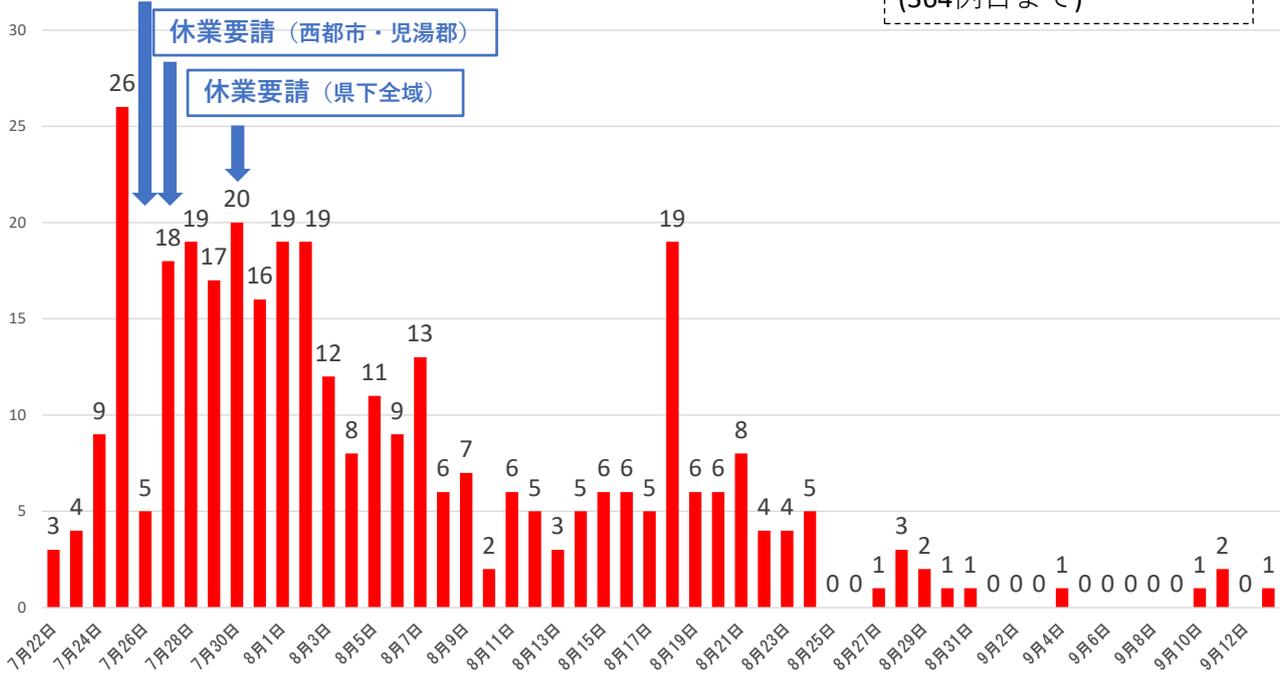
※令和2年2月5日～9月13日までの件数（宮崎市保健所分を含む）

※上記以外:保険適用検査陽性20件(2月5日～9月13日)

宮崎県内の感染者数（7月22日以降）

感染拡大緊急警報

令和2年9月14日13時現在
(364例目まで)

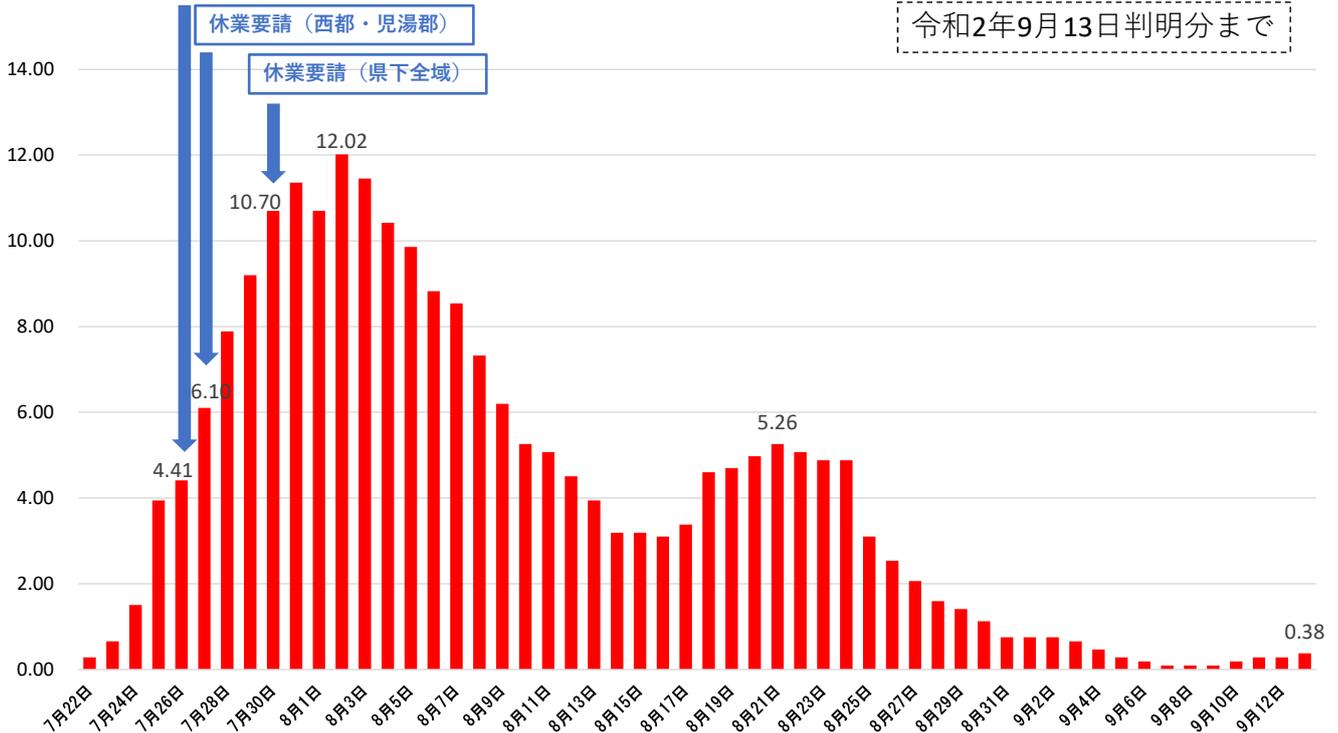


※感染者数は感染判明日により表示しています。
感染が判明した時間によっては、翌日に公表されるため、記者発表されている数値と異なる場合があります。
(例：22日16時判明→判明日22日、公表日23日)

宮崎県の直近1週間の人口10万人あたりの感染者数

感染拡大緊急警報

令和2年9月13日判明分まで



※感染者数は感染判明日により表示

新型コロナウイルス感染患者の入院状況（県21例目以降）9月13日時点

1 現在の状況

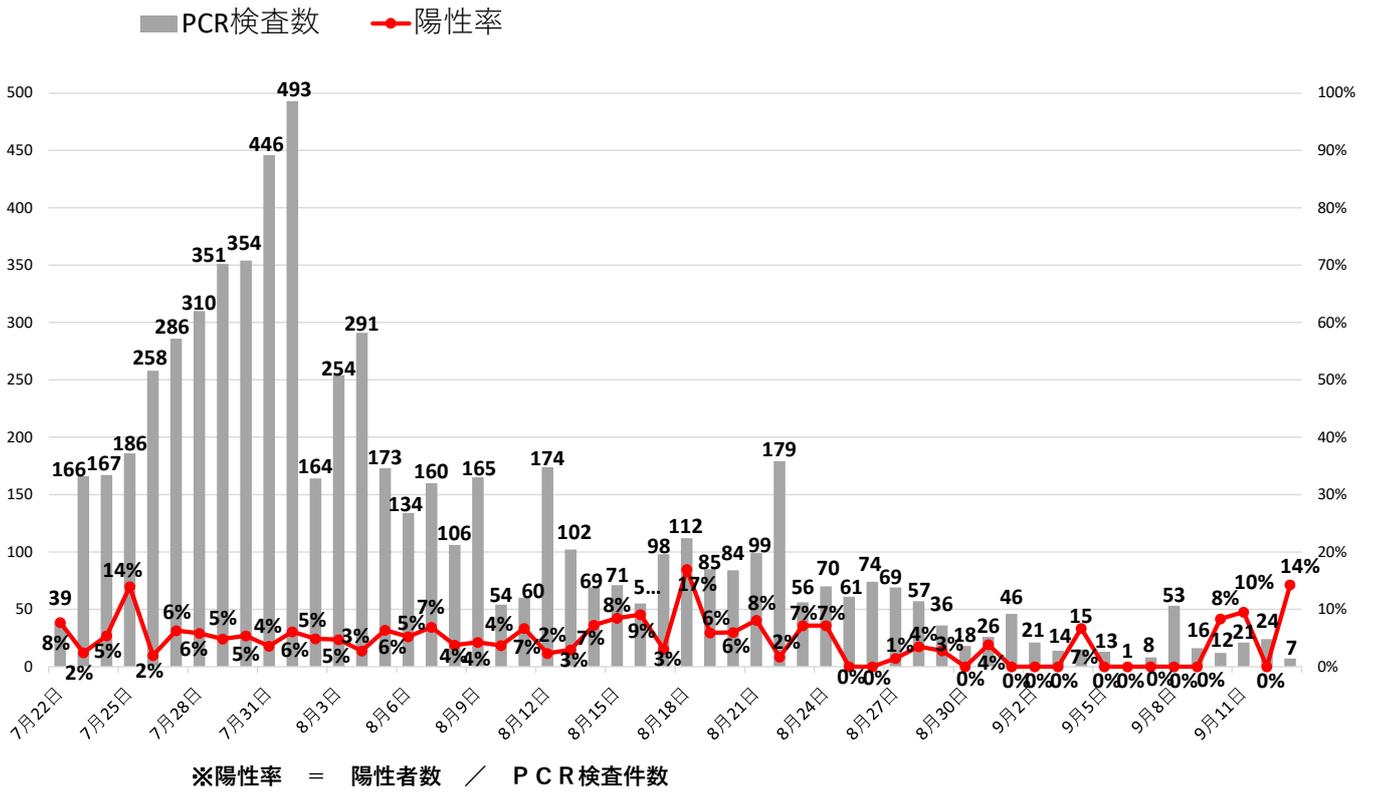
入院中	宿泊施設	調整中	退院	計
11	0	0	332	343

※1名は鹿児島にて入院したため、本表から除外

2 市町村別患者内訳

二次医療圏	市町村	患者数
延岡西臼杵	延岡市	52
	高千穂町	2
	日之影町	0
	五ヶ瀬町	0
	小計	54
日向入郷	日向市	16
	門川町	8
	諸塚村	0
	椎葉村	0
	美郷町	0
	小計	24
西都児湯	西都市	9
	高鍋町	50
	新富町	12
	西米良村	0
	木城町	5
	川南町	15
	都農町	1
	小計	92
宮崎東諸県	宮崎市	112
	国富町	9
	綾町	0
	小計	121
都城北諸県	都城市	42
	三股町	6
	小計	48
西諸県	小林市	1
	えびの市	0
	高原町	0
	小計	1
県外		4
	合計	344

PCR検査の実施状況



PCR検査に係る地域外来・検査センターの設置状況

PCR検査（検体採取）を地域で行えるよう郡市医師会等に地域外来・検査センターの運営を委託し、検体採取の集約化や効率化を図り、適切に検査を実施できる体制を構築する。

(1) 現在の開設状況

① 都城地区

実施主体：一般社団法人都城市北諸県郡医師会

開設日：令和2年7月1日

開設日時：月、火、水、木、金曜日（祝日、年末年始の休日は除く）
午後2時30分から午後4時30分まで

実施方法：ウォークスルー方式（屋外に設置したコンテナで検体を採取）

依頼を受ける医療機関の所在地：都城市、三股町

② 延岡地区

実施主体：一般社団法人延岡市医師会

開設日：令和2年7月1日

開設日：月、火、水、木、金曜日（祝日は除く）
午後3時30分から午後4時30分まで

実施方法：ドライブスルー方式

依頼を受ける医療機関の所在地：延岡市

③ 日向地区

実施主体：日向市（一般社団法人日向市東臼杵郡医師会が運営協力）

開設日：令和2年7月8日

開設日時：月、水、金曜日
午後1時から午後2時まで

実施方法：ドライブスルー方式

依頼を受ける医療機関の所在地：日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

④ 西都地区

実施主体：西都市（一般社団法人西都市西児湯医師会が運営協力）

開設日：令和2年8月24日

開設日時：月、火、水、木、金曜日（祝日、年末年始の休日は除く）
午後2時から午後4時まで

実施方法：ドライブスルー方式

依頼を受ける医療機関の所在地：西都市、西米良村、新富町新田地区

(2) 今後の状況

その他の日南・串間地区や西諸県地区においても、各医療機関や郡市医師会、市町村、保健所など関係機関が連携し、検体採取の集約化・効率化に向けて協議を進めている。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための

私たちは、「事実上の第二波」ともいえるような新型コロナウイルスの感染拡大に直面する中、休業要請に協力して取り組むなど、感染拡大防止対策を進めてまいりました。
 その結果、感染者数の減少など成果を挙げることができただけでなく、事業者の展開しなげな感染拡大を防ぐためには、飲食関連業と県・市町村、県民が一体となって、徹底したガイドラインの遵守により感染防止対策を強化していくことが極めて重要となります。

飲食関連業は、県民にとっても豊かで潤いのある生活を支える最も身近な産業であるとともに、地域の経済や雇用において重要な役割を果たしています。

私たちは、コロナ禍にも生きる社会において、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」のバランスを図ってまいります。そして、新しい生活様式の定着とガイドラインの遵守徹底を図りながら、誰もが安心して飲食店等を利用できる環境づくりを進めていくため、次のとおり取り組んでいくことを本日ここに宣言します。

一 関係者一丸となって、右の「ガイドラインの遵守に向けた対策」に取り組みます。

一 「ガイドライン実践宣言の店」の更なる拡大を図り、安心して飲食店等を利用できる環境づくりを進めます。

一 県民一人ひとりの「うつらない」「うつささない」ための感染防止対策の徹底や「新しい生活様式」の実践・定着に向けて、様々な機会を通じて呼びかけます。

令和2年8月17日

宮崎県飲食業生活衛生同業組合理事長

宮崎県すし商生活衛生同業組合理事長

宮崎県社交飲食業生活衛生同業組合理事長

宮崎県知事

宮崎市長

宮崎県町村会長

宮崎県知事 後藤 洋平
 宮崎市長 野村 浩一
 宮崎県町村会長 野村 浩一

ガイドライン遵守に係る共同宣言

ガイドラインの遵守に向けた対策

一 安心して飲食店等を利用できる環境づくり



1 関係団体の取組

① ガイドラインの普及啓発・指導

- 県や業界団体が示したガイドラインの自主的かつ定期的な啓発活動の実施
- 毎月1日を「県内一斉ガイドライン点検の日」と定め、定期的な点検を実施
- 飲食店等を巡回し、ガイドライン遵守の対策済みの店へのステッカー配布（全国生活衛生営業指導センターによる）
- 感染対策を積極的に講じているモデル的な取組事例のPRとその普及啓発

② 飲食店等への支援

- ガイドライン遵守に向けた相談・助言、状況確認のための巡回相談・指導等の実施

連携・協力

2 県・市町村の取組

① ガイドラインの普及啓発

- 県内全飲食店等に対し、改めてガイドライン遵守を求める要請書を送付
- 「ガイドライン実践宣言の店」のステッカー・チラシの配布
- 市町村や関係団体との共同による定期的な啓発や情報提供、指導等の実施

② 飲食店等への支援

- 感染防止対策に必要な資材や設備導入への支援
- ガイドライン説明会の開催や巡回相談・指導などきめ細かな支援
- 「ガイドライン実践宣言の店」を県などのHPへ掲載

連携・協力

3 県民の取組

① 飲食店等への協力

- 「ガイドライン実践宣言の店」の利用
- 来店時に連絡先を登録するなど、飲食店等が実施する感染防止対策への協力

② 新しい生活様式の実践

- 飲食店等を利用する際は3密を避ける、大声を出さないなど、感染リスクの高い行動の回避

県・市町村、関係団体が構成する「感染防止対策会議」

（上記取組を具体的に実施するための実務者レベルの連絡・調整会議）

1. 基本的な考え方

- (1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。
- (2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、設定する3つの圏域区分への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

- ※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域
④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域
- ※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

圏域ごとの感染状況	一例
(緑) 感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(黄) 新規感染者が限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている
(赤) 感染状況が厳しい圏域	・新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間）、感染集団（クラスター）の発生

2. 圏域ごとの感染状況と対応例

圏域ごとの感染状況の区分		対応例		
		県民の方の圏域内の外出	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
(緑) 感染未確認圏域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施（別紙）	○開館
(黄) 新規感染者が限定的な圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に（過去のクラスター発生施設等に注意）	○状況に応じ、実施（規模縮小を含む）	○状況に応じ、開館（入場制限などの利用制限）
(赤) 感染状況が厳しい圏域	・新規感染者の増加（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・感染集団（クラスター）の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は利用制限

- ※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

3. 全県下の感染状況と対応例

3-1 感染拡大緊急警報

緊急事態宣言の発出段階にはないが、特定の圏域において感染が続発する場合等に発令し、最大級の警戒をもって徹底的な封じ込めのための措置を実施する。

感染拡大の場合	特定圏域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・濃厚接触者等の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例が続発（直近1週間） ・クラスターの発生	・積極的疫学調査（徹底的なPCR検査） ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い
---------	---	--

3-2 緊急事態宣言

更なる感染拡大の場合	県全域における ・新規感染者の急増（直近1週間） ・感染経路不明の例の急増（直近1週間） ・クラスターの続発 ・入院病床稼働率の逼迫 等 （※4）	県独自の緊急事態宣言を発出し、圏域区分（赤）の対応及びその他の必要な対応を県下全域で実施
------------	--	--

※4 県が宣言の発出を総合的に判断する前に、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策協議会の意見を聞くものとする（意見を聞く協議会の開催等の一つの目安は直近1週間の新規感染者28人（人口10万人あたり2.5人）以前）

4. 警報レベル

(1) 県内について

表示	警報発表目安	対応例
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル0 (持続的な警戒) </div>	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない（全ての圏域が（緑）圏域）	県全域において、（緑）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル1 (警報) </div>	新規感染者が一定に収まっている（（黄）圏域が2つまで）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応、（黄）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル2 (特別警報) </div>	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発（直近1週間）、②感染集団（クラスター）の発生（（黄）圏域が3つ以上、または（赤）圏域が1つ）	圏域ごとに、（緑）圏域の対応（ただし、他圏域での感染防止に注意）、（黄）圏域の対応、（赤）圏域の対応
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル3 (感染拡大緊急警報) </div>	特定の圏域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	①積極的疫学調査の推進 ②「対策徹底要請」 ③「うつらない」「うつさない」ための行動変容のお願い
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> レベル4 (緊急事態宣言) </div>	県全域において、①新規感染者又は感染経路不明の例の急増（直近1週間）、②クラスターの続発、③入院病床稼働率の逼迫	（赤）圏域の対応及びその他の必要な対応

(2) 県外について

- ①感染注意地域（目安として、当該都道府県等において、直近1週間の新規感染者数が10万人あたり2.5人を超えた地域）：訪問する方は、感染防止に十分な注意を要請
 - ②感染流行地域（目安として、当該都道府県等において、外出自粛要請などの対応が採られた地域又は、直近1週間の新規感染者数が目安として10万人あたり5人を超えた地域）：往来については、その必要性を十分に判断の上、慎重な行動を要請
- ※これらの地域表示に加え、必要に応じて、一定の都道府県等について、県民の方への往来自粛、県外の方への来県自粛を要請

5. 持続的な警戒態勢

- ・全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドライン（改訂版）や業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。
- ・各施設・事業所で感染者が確認された場合、再発防止策の検証・徹底を要請する。
- ・クラスター発生施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、その感染状況に応じて、必要な範囲で同業種施設も含め営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。
- ・県民に、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用を促進する。
- ・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛等を要請する（詳細は県と協議）。

6 その他

市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

7. 適用

令和2年7月26日付け宮崎県対応方針を改正し、令和2年8月31日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

県主催イベント等の実施方針（11月末まで）

県主催イベント等の実施方針は、令和2年9月11日付け通知（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）に準じて行うものとする。

当面11月末までのイベント開催制限の考え方について（概要）【抜粋】

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）	5,000人



時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	（大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの） ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等	（大声での歓声・声援等が想定されるもの） ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	
①収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。			

県主催イベント等の実施方針（11月末まで）

展示会・お祭り・野外フェス等の収容率（目安）【抜粋】

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 参加者が自由に移動できる 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	<ul style="list-style-type: none"> 展示会（人数等を管理できるイベント） 地域の行事 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	<ul style="list-style-type: none"> 入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

緊急小口資金・総合支援資金（生活費）

各都道府県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

緊急小口資金（一時的な資金が必要な方【主に休業された方】）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても対象となります。

貸付上限額 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
 その他の場合、10万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

総合支援資金（生活の立て直しが必要な方【主に失業された方等】）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても対象となります。

貸付上限額 (2人以上) 月20万円以内
 (単身) 月15万円以内 (貸付期間：原則3月以内)

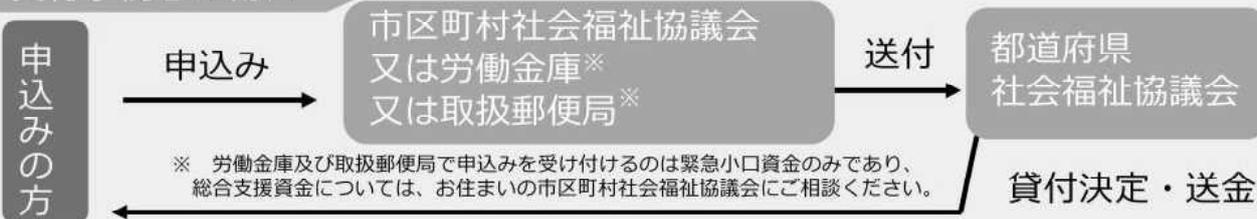
据置期間 1年以内 ※ 自立相談支援機関による支援を受ける場合に、3か月の延長が可能です。

償還期限 10年以内 **貸付利子・保証人** 無利子・不要

※1 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

※2 まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等には、さらに総合支援資金で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。(最大80万円)

貸付手続きの流れ



○ 貸付決定件数・金額実績（3月25日～9月4日）

	緊急小口資金	総合支援資金	合計
件数	4,993件	2,367件	7,360件
金額	896,410千円	1,416,460千円	2,312,870千円

II 食品衛生法改正に伴う食品衛生関連条例の改正等について

衛生管理課

1 改正等の理由

食をとりまく環境変化や国際化等に対応するため、事業者による衛生管理の向上や実態等に応じた営業許可・届出制度の創設等を盛り込んだ改正食品衛生法が平成30年6月13日に公布され、その一部が令和3年6月1日から施行される。

この改正に伴い、食品衛生法施行条例、食品等取扱条例等食品衛生関連条例を改正する必要がある。

2 改正の必要な主な条例等

(1) 食品衛生法施行条例

見直された営業許可業種について、厚生労働省令で定める施設基準を参酌し、施設基準等を見直す。

(2) 食品等取扱条例

届出制度の創設等により廃止を前提とした条例のあり方を検討する。

(3) ふぐ取扱条例

改正食品衛生法施行規則及びガイドラインに合わせて条例を改正する。

- ・試験受験資格における実務経験等の廃止
- ・ふぐ処理師の年次届出の廃止

(4) その他

条例等の改正に合わせて、手数料の見直しや申請書等の様式の見直しなど、関連する規則等の改定についても併せて行う。

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年	10月	関係団体等への意見聴取
	12月	パブリックコメントの実施（施行条例）
令和3年	2月	改正案議会提出
	6月	施行